

# 北里大学学生の諸活動に関する規程

昭和50年 9月26日制定  
平成 7年 3月16日改正  
平成10年 4月 1日改正  
平成15年 4月 1日改正  
平成28年11月 1日改正

## 目次

- 第1章 団体の結成(第1条—第4条)
- 第2章 集会等(第5条—第8条)
- 第3章 学内掲示等(第9条—第14条)
- 第4章 団体旅行(第15条)
- 第5章 施設及び器具の使用(第16条)
- 第6章 懲戒(第17条)
- 第7章 規程の改廃(18条)

## 附則

### 第1章 団体の結成

(結成の許可)

**第1条** 学生が学内活動を行う団体を結成しようとするときは、責任者(教員)を定め、所定の団体結成願を提出し、当該の各学部長、全学的規模にわたる場合には、学長の許可を得なければならない。

2 1年次生にあつて、学部長が一般教育部長にこの取扱いを付託したときは、一般教育部長がこれを許可することができる。

(加盟)

**第2条** 結成を認められた団体が学外団体に加盟しようとするときは、前条の規定に準じて扱う。

(更新)

**第3条** 結成を認められた団体は、毎年4月末日までに団体結成更新願いを提出しなければならない。この手続を怠った団体は、解散したものとする。

(結成に係るその他の事項)

**第4条** 前3条の規定にかかわらず、北里会所属団体の団体結成については、各会会則の定めるところによる。

## 第2章 集会等

(集会等の許可)

**第5条** 学生及び結成を認められた団体が学内において集会等を行うときは、所定の届出を行い当該の各学部長、全学的規模にわたる場合は、学長の許可を得なければならない。ただし、北里会においては、各会長の許可によって行う。

2 1年次生にあつて、学部長が一般教育部長にこの取扱いを付託したときは、一般教育部長がこれを許可することができる。

(届出の期限)

**第6条** 前条に規定する届出は、原則として集会等の7日以前に完了し、許可を得なければならない。ただし、北里会所属団体の定例行事については、前項の規定を免れ、各学期初めに一括して届け出ることができる。

(学外における集会等)

**第7条** 学外において、本大学名を表示して集会等の行為を行う場合は、学内の集会等の規定に準じた許可を必要とする。

(印刷物の配布等)

**第8条** 印刷物の配布、拡声器の使用、署名運動、行進、募金、物品販売及び世論調査については、集会等の規定に準じて扱う。

## 第3章 学内掲示等

(掲示の許可)

**第9条** 学生及び団体は、あらかじめ学生係を経由し、当該の各学部長、全学的規模にわたる場合は、学長の許可を得て、学内の所定の場所に掲示物を掲示することができる。ただし、北里会においては、各会長の許可によって行う。

2 1年次生にあつて、学部長が一般教育部長にこの取扱いを付託したときは、一般教育部長がこれを許可することができる。

(承認印)

**第10条** 掲示物には、責任者氏名、団体名及び日付を必要とし、承認印がなければならぬ。

(掲示の期間)

**第11条** 掲示期間は、7日とし、期間終了後、直ちに掲示責任者の責任において撤去するものとする。

(大きさ)

**第12条** 掲示物の大きさは、原則として模造紙2分の1以内とする。

(プラカード等)

**第13条** プラカード等については、学内掲示等の規定に準じて扱う。

(免除)

**第14条** 第10条から第13条までの規定にかかわらず、北里会の学内掲示等については、各会長の許可によってその一部を免除することができる。

#### 第4章 団体旅行

**第15条** 学生が本大学名を表示し、団体旅行を行おうとするときは、責任者(教員)を定め、当該の各学部長、全学的規模にわたる場合は、学長の許可を得なければならない。ただし、北里会においては、各会長の許可によって行う。

2 1年次生にあつて、学部長が一般教育部長にこの取扱いを付託したときは、一般教育部長がこれを許可することができる。

#### 第5章 施設及び器具の使用

**第16条** 授業に使用する以外の目的で、学内の施設、設備又は器具等を使用しようとするときは、所定の手続によって、管理者の承認を得ることとする。

#### 第6章 懲戒

**第17条** 学生及び団体が学内諸規則及び団体諸規則その他願届出事項に反する行為があつたときは、その行為の承認を取り消し、懲戒を加えることがある。

#### 第7章 規程の改廃

**第18条** この規程の改廃は、学部長会の議を経て学長が決定する。

**附 則**

本規程は、昭和50年10月1日から施行する。

**附 則**

本規程は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則**

本規程は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則**

本規程は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**

本規程は、平成28年11月1日から施行する。